

地域産業保健センターのご案内

茨城産業保健総合支援センターでは、県内9か所に地域産業保健センターを設置し、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象に健康相談、保健指導、情報提供等の産業保健サービスを行っています。

ご利用は無料ですので、ご利用ください。

太田地域産業保健センター
TEL 0294-70-1155
FAX : 0294-70-1156
E-mail : ota@ibarakis.johas.go.jp

土浦地域産業保健センター
TEL 029-875-6057
FAX 029-875-6081
E-mail : tsuchi@ibarakis.johas.go.jp

県西地域産業保健センター
TEL 0296-25-3334
FAX 0296-25-3334
E-mail : kenseisanpo@ybb.ne.jp

古河地域産業保健センター
TEL 0280-23-0333
FAX 0280-23-0333
E-mail : koga@ibarakis.johas.go.jp

常総地域産業保健センター
TEL 0297-22-2421
FAX 0297-22-2431
E-mail : joso@ibarakis.johas.go.jp

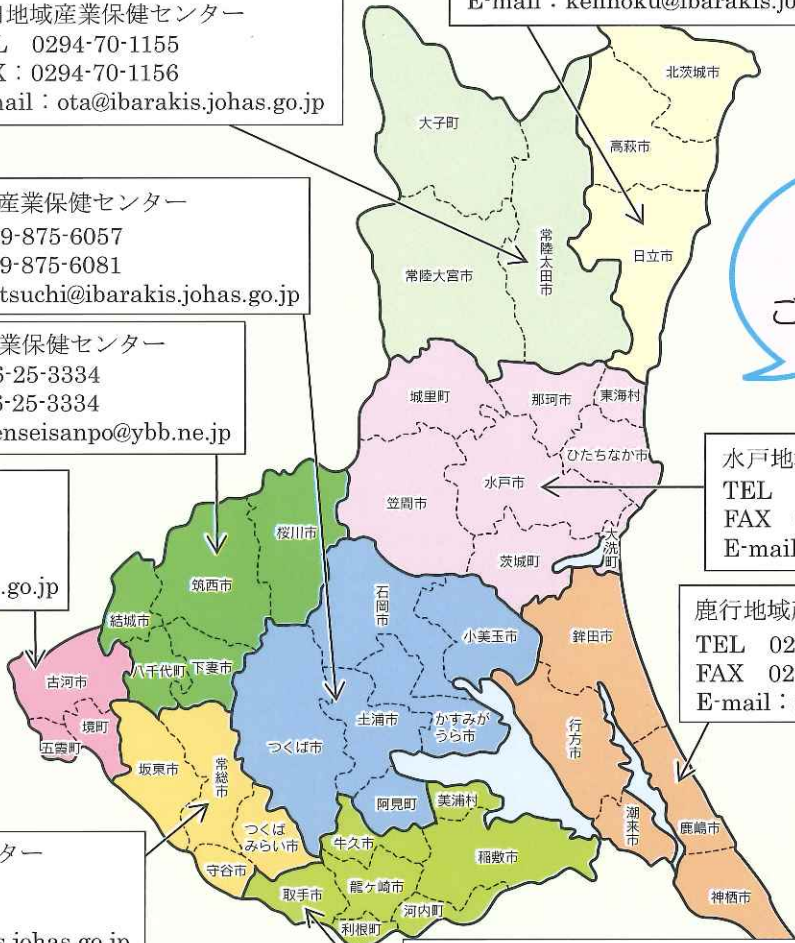
県北地域産業保健センター
TEL 0294-33-0058
FAX 0294-36-3508
E-mail : kenhoku@ibarakis.johas.go.jp

無料で
ご利用いただけます

水戸地域産業保健センター
TEL 029-305-9911
FAX 029-305-9910
E-mail : tisanpo@mito-med.or.jp

鹿行地域産業保健センター
TEL 0299-90-3440
FAX 0299-90-3441
E-mail : shcak@isis.ocn.ne.jp

県南地域産業保健センター
TEL 0297-79-1066
FAX : 0297-79-1068
E-mail : kennan@ibarakis.johas.go.jp



- | | | | |
|----------------|-----------|---------------|-----------------------------------|
| 茨城産業保健総合支援センター | 〒310-0021 | 水戸市南町3-4-10 | 水戸FFセンタービル8階 |
| | | | TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335 |
| 水戸地域産業保健センター | 〒310-0852 | 水戸市笠原町993-17 | 水戸市医師会館内 |
| 県北地域産業保健センター | 〒316-0004 | 日立市東多賀町5-6-15 | |
| 土浦地域産業保健センター | 〒300-4115 | 土浦市藤沢990 | 土浦市保健センター新治分室内 |
| 県西地域産業保健センター | 〒308-0841 | 筑西市二木成827-1 | 真壁医師会館内 |
| 古河地域産業保健センター | 〒306-0025 | 古河市原町8-20 | 古河市医師会館内 |
| 太田地域産業保健センター | 〒313-0061 | 常陸太田市中城町3210 | 常陸太田市医師会内 |
| 常総地域産業保健センター | 〒303-0016 | 常総市新井木町13-3 | きぬ医師会病院内 |
| 県南地域産業保健センター | 〒302-0032 | 取手市野々井1926 | 取手市医師会病院内 |
| 鹿行地域産業保健センター | 〒314-0031 | 鹿嶋市宮中1998-2 | 鹿島医師会内 |

産業医のいない労働者数50人未満の事業場対象

地域産業保健センター 利用のてびき

ご利用は無料です
随時、対応します

茨城産業保健総合支援センターは、水戸地域産業保健センターをはじめ県内9カ所に地域窓口として地域産業保健センターをおいています。郡市医師会が地域産業保健センターの運営に協力しています。地域産業保健事業は国（厚生労働省）の事業で、事業運営の主体は「独立行政法人 労働者健康安全機構」です。

●利用の対象者

労働保険に加入し、茨城県内に所在地のある、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の小規模事業場(事業者)及びその労働者の方を対象としています。

●利用の申し込み

すべて予約・・・地域産業保健センターへ先ず電話、FAX等でご連絡又はご来所ください。「利用申し込み書」等をお渡しします。

●提供するサービス

注) 個人での申し込みは、原則受付しないこととしております。所属の事業場(事業者)経由でお願いいたします。

【1】 相談対応

1 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

- ・定期健康診断における脳・心臓疾患関連項目の相談、不眠等、メンタルヘルス不調を自覚する方からの相談に対し、産業医、保健師等が助言・指導します。
- ・労災保険の「二次健康診断等給付の要件」に合わない方へ産業医が当該給付に係る診断をします。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

- ・有所見者への「就業上の措置」について産業医が意見陳述します。

3 長時間労働者に対する面接指導

- ・時間外労働が月80時間超又は、時間外労働が事業場の基準を超える等で疲労蓄積を認める方に産業医等が面接指導します。

(事前に所定様式の「労働時間チェックリスト」、「健康診断個人票」等の提出をお願いする場合があります。)

4 高ストレス労働者に対する面接指導

- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であると判断された方に産業医が面接指導します。

(事前に所定様式の「ストレスチェック結果」、「健康診断個人票」等の提出をお願いする場合があります。)

【2】 個別訪問による産業保健指導

- ・事業場の依頼に応じ、産業医、保健師、労働衛生工学専門員等が訪問し労働衛生管理、健康管理、作業環境管理、作業管理等について助言・指導を行います。
- ・労働者に対する健康講和を行います。(但し、産業保健指導に併せて実施します。)

【3】 産業保健に関する情報提供

地域産業保健センターが保有している産業保健に関する各種情報を提供します。

- ・労働衛生機関（医療・作業環境測定）、労働衛生コンサルタント等の紹介
- ・産業保健に関する各種リーフレットの配布、書籍・教材の紹介

産業医のいない50人未満の事業場対象 地域産業保健センターでの 長時間労働者への医師による面接指導 について

労働安全衛生法では、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申出等により、事業者は医師による面接指導を実施することが義務付けられています。

地域産業保健センターでは、平成 20年 4月より面接指導の相談窓口を開設しています。産業医のいない50人未満の事業場の長時間労働者への面接指導のお申込みに、産業医の資格を持った医師が対応します。

●面接指導対象者

労働者 (裁量労働制、管理監督者含む)

- ①義務：月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を申し出た者
安衛法第66条の8、
安衛則第52条の2
- ②努力義務：事業主が自主的に定めた基準に該当する者
安衛法第66条の9、
安衛則第52条の8

研究開発業務従事者

- ①義務：月100時間超の時間外・休日労働を行った者
安衛法第66条の8の2、
安衛則第52条の7の2
- ②義務：月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を申し出た者
安衛法第66条の8、
安衛則第52条の2
- ③努力義務：事業主が自主的に定めた基準に該当する者
安衛法第66条の9、
安衛則第52条の8

高度プロフェSSIONAL 制度適用者

- ①義務：1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた時間について月100時間超行った者
安衛法第66条の4の2、
安衛則第52条の7の4
- ②努力義務：①の対象者以外で面接を申し出た者
安衛法第66条の9、
安衛則第52条の8

面接指導を受けるには（費用はかかりません）

面接指導は医師のほうから事業場をご訪問する方法と、地域産業保健センターの指定する医療機関にお越しいただく方法とがありますが、地域産業保健センターへ 先ず電話、FAX 等でご連絡ください。コーディネーターがご希望をお伺いし、日時、場所等の調整を行います。

（注、健康相談の場合は労働者本人からのお申込みも可能ですが、面接指導の場合は事業場からのお申込みとなります）

面接当日に準備いただきたいもの

- ① 「医師による面接指導申出書」(様式地4)
- ② 「労働時間等に関するチェックリスト」(様式地5)
その他最近3ヶ月間の勤務時間が分かるもの
- ③ 「疲労蓄積度のチェックリスト」(用紙があります)
- ④ 直近の「健康診断結果個人票」(本人の同意が必要)
- ⑤ その他

労働時間以外の労働に関する負荷要因（就労形態、職場環境等）生活状況・習慣、心身の健康状況

お申込み・お問い合わせは、各地域産業保健センターのコーディネーターまで
お願いします。（電話番号、所在地は表紙をご覧ください。）

産業医のいない50人未満の事業場対象 地域産業保健センターでの

ストレスチェックに係る高ストレス者への医師による面接指導 について

労働安全衛生法では、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申出により、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられていますが、50人以上の事業場においては、ストレスチェックの結果、高ストレス者（ストレスチェックの結果、高ストレス者であり、面接指導が必要であるとストレス実施者が判断した者）から面接指導の申出があった場合も医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

地域産業保健センターでは、ストレスチェックの実施を義務づけられていない50人未満の事業場において実施したストレスチェックについて、高ストレス者からの面接指導の申出に対して、産業医の資格を持った医師が対応します。

●面接指導対象者

- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェック実施者が判定した者

面接指導をうけるには（費用はかかりません）

面接指導は医師のほうから事業場をご訪問する方法と、センターの指定する医療機関にお越しいただく方法とがありますが、地域産業保健センターへ先ず電話、FAX等でご連絡をください。コーディネーターがご希望をお伺いし、日時、場所等の調整を行います。

（注、健康相談の場合は労働者本人からのお申込みも可能ですが、面接指導の場合は事業場からのお申込みとなります）

面接当日に準備いただきたいもの

- ① 「医師による面接指導申出書」（様式地4）
- ② 「労働時間等に関するチェックリスト」（様式地5）
その他最近3ヶ月間の勤務時間がわかるもの
- ③ 「ストレスチェック実施状況報告書」（様式地5の2）
- ④ 直近の「健康診断結果個人票」（本人の同意が必要）
- ⑤ 面接指導対象者の「ストレスチェック実施結果」（本人の同意が必要）

お申込み・お問い合わせは、各地域産業保健センターのコーディネーターまで
お願いします。（電話番号、所在地は表紙をご覧ください。）